

伊方原子力発電所環境安全管理委員会環境専門部会

議事録

令和2年3月24日（火）10：30～12：00

リジェール松山 7階 ゴールドホール

1 開会

○事務局

定刻となりましたので、始めさせていただきます。まず初めに、今回の会議の開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染症への対応として、マスク着用、入場前の手洗い、アルコール消毒にご協力いただきましてありがとうございます。それでは、傍聴者の皆様方に、傍聴に際しての遵守事項を申し上げます。会議の開催中は静粛に傍聴し、会議における言論等に対して、拍手などにより公然と可否を表明したり、威圧的行為をしたりしないこと。写真、ビデオ等の撮影、録音等はしないこと。などとなっておりますので、ご協力をお願いします。会議を傍聴される方は、事務局の指示に従っていただくとともに、遵守事項に違反する場合には、退場していただく場合があります。また、携帯電話等をお持ちの方は、マナーモード等に設定いただきますようお願いいたします。なお、本日はご都合により宇根崎委員がご欠席されています。議事に入ります前に、お手元にお配りしている資料の確認をお願いいたします。環境専門部会資料目次に示しましたとおり、資料1-1、1-2、2、3-1～3-4、資料4がございます。この他、参考資料1～4を添付しております。資料の不足等がございましたら、事務局にお伝え願います。それでは、福井防災安全統括部長からご挨拶を申し上げます。

○福井防災安全統括部長

防災安全統括部長の福井でございます。本日は、伊方原子力発電所環境安全管理委員会 環境専門部会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、年度末で大変お忙しい中、遠路ご来県いただき、誠に有難うございます。また、平素から、本県の原子力安全行政に対しまして、格別の御協力を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。また、本日は、伊方原子力規制事務所の石口 上席放射線防災専門官ご出席予定ということで、間もなく来られるというふうにお伺いしております。さて、伊方発電所におきましては、1号機・2号機が、廃炉に向けた工事や手続きが進められておりますけれども、3号機につきましては、昨年末から開始いたしました第15回定期検査におきまして、制御棒の引き抜きそれから所内電源の一時的喪失など、重大なトラブルが連続して発生をしております。このため、県では、本年1月27日に知事から四国電力社長に対し、県民の不安と不信感がかつてないほど高まっていることを全社挙げて認識するよう厳しく伝えた上で、原子力本部長を伊方発電所に常駐させて、徹底的に原因を究明し、再発防止策をしっかりと検討するよう、強く要請したところであり、さる3月17日に、四国電力から、原因の究明と再発防止策に係る報告書が知事に提出されたところでございます。県といたしましては、原子炉工学やリスク評価等の専門家で構成しております原子力安全専門部会で、報告書の内容について、厳しくご審議いただきますとともに、専門部会の審議結果を親会にあたります環境安全管

理委員会で確認することとしておりまして、今回の事案の再発防止と伊方発電所の安全確保に全力で取り組んで参りたいと考えております。さて、本日の環境専門部会では、令和2年度の伊方原子力発電所の周辺環境放射線等調査計画それから温排水影響調査計画について、ご審議いただきますとともに、緊急時モニタリング計画の改訂等についても、事務局から説明させていただくこととしております。県民の安全・安心を確保するためには、平常時からの継続的なモニタリング調査と万が一の緊急時に備えた体制の充実が大変重要でございます。委員の皆様方には、技術的・専門的な観点から、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、以後の議事進行につきましては、要綱に基づき、山本部会長さんをお願いします。よろしくをお願いします。

2 審議事項

(1) 令和2年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画について

○山本部会長

ただ今から、伊方原子力発電所環境安全管理委員会環境専門部会を開始いたします。今の時世ですので、マスク装用のままで申し訳ありませんが、ご容赦ください。まず、審議事項1の令和2年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画につきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○事務局

愛媛県原子力安全対策課の奥本でございます。それでは、令和2年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画案について、それに引き続きまして、来年度の調査計画ではございませんけれども、令和3年度以降の調査計画に係る事項といたしまして、大気中放射性物質濃度測定体制の構築について、併せて説明させていただきます。まずは、令和2年度の伊方原子力発電所環境放射線等調査計画案について、説明させていただきます。用います資料は1-1です。失礼して、着座にて説明させていただきます。この調査は、伊方原子力発電所周辺の環境保全を図るとともに、公衆の安全と健康を守るため、伊方1号機が運転を開始する以前の昭和50年度から愛媛県と四国電力が継続して実施しているものです。本調査につきましては、国が策定しました「平常時モニタリングについて」を踏まえ、令和元年度の調査計画から、調査地点や頻度、項目の見直しや評価方法を変更しておりまして、今回ご審議いただく令和2年度の調査計画案は、この調査計画を基本的に継続したものとなっております。それでは、お手許にございます資料1-1調査計画案の「概要」及び「本文」を使ってご説明させていただきます。まずは、概要の1ページをご覧ください。下線を引いている部分が、前年度計画からの変更点です。まず、1の調査の目的と範囲ですが、原子力規制庁が策定しました「平常時モニタリングについて」に従い、(1)から(4)に示しておりますとおり、「周辺住民等の被ばく線量の推定及び評価」、「環境における放射性物質の蓄積状況の把握」、「原子力施設からの予期しない放射性物質又は放射線の放出の早期検出及び周辺環境への影響評価」、「緊急事態が発生した場合への平常時からの備え」の4つとしておりまして、今年度の計画と変更ございません。2の調査機関ですが、愛媛県と四国

電力となっております。次に、3の調査期間ですが、令和2年4月1日から令和3年3月31日の1年間でございます。続きまして、4の調査項目、頻度および地点数です。今年度の調査計画からの主な変更点としましては、伊方発電所から概ね5から30km圏内に設置している県モニタリングポストの変更がございました。つい先日、3月中旬に更新作業が完了しておりますので、来年度の計画にこれを反映いたします。次に、概要の2ページに移りますが、調査全体の空間放射線及び放射能測定について、愛媛県実施分および四国電力実施分に分けて、放射線調査項目、調査地点等を取りまとめておりますが、こちらについては変更ございません。それでは、調査内容について、計画の本文、こちらのほうを用いてご説明させていただきます。調査計画本文2ページをご覧ください。愛媛県調査分を2ページから4ページの表1の調査項目及び調査地点等について取りまとめています。測定項目、地点、頻度等については、令和元年度計画を継続したものであり変更はございません。続きまして、5ページをご覧ください。愛媛県実施の環境試料の放射能測定ですが、令和元年度調査計画と変更はなく、陸上試料、海洋試料の調査を継続しています。6ページの表2をご覧ください。四国電力が実施しています放射線及び放射能測定項目であり、変更はなく令和元年度を継続するものでございます。次に、7ページから10ページの別表1でございまして、こちらに愛媛県実施分の放射線測定地点を、また11ページの別表2に環境試料採取地点を記載しております。測定地点等の変更はございません。続きまして、四国電力の実施分でございますが、12ページの別表3こちらをご覧ください。四国電力実施の放射線測定地点を記載しております。こちらも、測定地点等に変更はありません。13ページこちらの別表4に四国電力実施の環境試料採取地点を取りまとめており、令和元年度と変更はございません。次に、14ページから21ページでございまして、こちらに愛媛県及び四国電力実施の測定地点等を地図でお示ししております。また、22ページから24ページ、こちらのほうに測定方法、測定器について記載しています。測定方法については、放射能測定シリーズに準じて実施するとともに、測定器は、適宜、追加や最新の機器へ更新し、充実を図っております。今回、愛媛県実施分の測定器について、さきほど申し上げましたとおり、モニタリングポストを更新しておりますので、その内容について反映しております。それではまた、概要の3ページにお戻りください。5の調査結果の評価方法ですが、こちらも令和元年度計画と同様、従来から愛媛県で行ってきた自然由来を含む実効線量評価と、国の「平常時モニタリングについて」に準じた施設寄与による実効線量評価、それぞれ評価し、四半期ごとに環境専門部会で検討いただいた上で、その都度、公表してございます。また、年度を通しての詳細な評価を年報として取りまとめた後、管理委員会に報告、そして公表することとしております。まず、伊方発電所周辺5km圏内のモニタリングステーション及びポストについては、「周辺住民等の被ばく線量の推定及び評価」を行うため、地点ごとに降雨時と降雨時以外に分け、原則として過去2年間の測定値から求めた「平均値+標準偏差の3倍」と比較して、異常の有無等について評価することとしております。積算線量につきましては、地点ごとの四半期の測定値を、過去10年間の「最小値」、「最大値」及び「平均値+標準偏差の3倍」と比較し、評価することとしております。放射能濃度の評価については、令和元年度の評価方法から変更はなく、代表的な人工核種であるコバルト60、セシウム134及び137、ヨウ素131について、過去、測定開始からの測定結果との比較、土壌、海底土中のセシウム137の変動状況等を確認するとともに、施設寄与により平常の変動幅の上限を超過した測定結果について、内部被ばく預託実効線量を評価することとしております。次に、ローマ数字の2、放射性物質の放出管理状況に基づく線量評価ですが、こちらも令和元年度と変更なく、伊方発電所からの放射性物質の放出量及び気象観測結果を基に、国の評価指針に基づきまして、発電所に近隣する周辺公衆の線量を評価いたします。国の基準では、周辺公衆の線量の限度を、法令では

年間1ミリシーベルト、指針の目標値では年間50マイクロシーベルトとしておりますが、県、伊方町と四国電力との安全協定では、それよりも低い年間7マイクロシーベルトを努力目標としており、その遵守状況を確認することとしております。次に、ローマ数字3の土壌及び陸水の放射性物質濃度実態調査ですが、こちらは令和3年度末までの調査期間としておりまして、今年度と同様に掲載しております。なお、今年度は第3・四半期末、令和元年度12月末までに、土壌については計画28検体中18検体、陸水については計画35検体中2検体が測定を完了しております。次に、本文38ページからでございますが、「環境に存在する放射性物質」等につきまして、参考資料を添付しております。55ページに積算線量調査結果を掲載しておりますが、調査最終年度の30年度の結果を追加しております。最後になりますが、国の原子力規制委員会における平常時モニタリングの見直し状況や測定技術の進展等を注視しながら、次年度以降につきましても、適宜、計画の見直しを行うこととしております。以上で令和2年度の伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画案についての説明を終わります。続きまして、来年度調査計画ではございませんが、令和3年度の調査計画に係る事項としまして、大気中放射性物質濃度測定体制の構築について、説明させていただきます。用いる資料は、資料1-2になります。1-2です。まず、1の事業の目的です。平成30年4月4日に、福島第一原発事故の経験や最新の知見を踏まえ、原子力規制庁において「平常時モニタリングについて」が策定されたことを踏まえ、今年度の伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画から、速やかに対応可能な環境試料の採取地点、頻度等の見直しを図ったところでございます。一方で、当該補足参考資料では、原子力発電所からの予期しない放射性物質等の放出の早期検出や周辺住民等の原子力発電所起因の被ばく線量評価を目的として、大気中放射性物質の連続測定機器の整備も要求されていたところですが、今年度に入り、国の整備基準が示されるとともに、本県が国等と協議を進め、主要仕様の検討を進めたことから、来年度、ダストモニタ及びヨウ素サンプラを新たに整備することとしております。中ほどの図で、ダストモニタとヨウ素サンプラを活用した平常時モニタリング体制について説明させていただきます。ダストモニタとヨウ素サンプラについては、連続測定を行い、ダストモニタの連続測定結果が上昇し、あらかじめ設定した数値を超過した場合、施設寄与の有無を判断するため、要因調査を行います。調査の結果、施設寄与があったと判断した場合には、ダストモニタとヨウ素サンプラで採取した大気浮遊じん等の試料をゲルマニウム半導体検出器で分析して、周辺住民等の被ばく線量の推定と評価を行うこととなります。次に2の整備時期でございますが、令和2年度中に整備し、令和3年度の周辺環境放射線等調査計画に取り入れる予定としておりますが、今後の国の予算措置の状況等に応じて、整備を進めることとしております。次に5ページをご覧ください。3の整備方針といたしましては、今年度に原子力規制庁から示された整備基準に従いまして、人口分布等を考慮して、伊方発電所から概ね5km圏内のモニタリングポスト局舎内に整備をいたします。具体的には、ダストモニタについては、国の整備基準において5km圏内の8方向の陸域区域内にそれぞれ1台とされていることから、モニタリングステーション九町越、モニタリングポスト湊浦、伊方越、豊之浦、加周に計5台を整備したいと考えております。また、ヨウ素サンプラについては、国の整備基準では10km圏内の4方位の陸域区域内にそれぞれ1台とされておりますが、伊方発電所からの放射性希ガス及び気体廃棄物中に含まれる放射性ヨウ素による実効線量が最大となる地点が約500mとなること等を考慮し、モニタリングステーション九町越、モニタリングポスト湊浦及び加周に計3台を整備したいと考えております。なお、大気中放射性物質連続測定機器につきましては、福島第一原発事故後、国がUPZにおける住民の避難、屋内退避等の防護措置実施判断等に係る緊急時モニタリング体制強化を優先して関係指針等を改訂したために、UPZについては、平成29年度に大気モニタ22台及びヨウ素サ

ンプラ7台を整備しております。最後に、3ページをご覧ください。こちらに参考として、令和2年度整備予定のダストモニタ・ヨウ素サンプラと平成29年度に整備した大気モニタ・ヨウ素サンプラの主な仕様の比較をしております。ダストモニタと大気モニタにつきましては、どちらも大気浮遊じんを連続採取・測定する機器であります。平常時から低濃度が測定できる機器はダストモニタ、緊急時の高濃度のみ測定する機器は大気モニタとして整理されております。主な違いとしましては、測定対象核種が大気モニタはβ線放出核種のみに対しまして、ダストモニタは自然放射性物質の影響を除外するために、α線放出核種とβ線放出核種を同時測定することとしております。次に、検出下限でございますが、大気モニタが全β線放出核種に対して10分値で100Bq/m³以下のところ、ダストモニタは補足参考資料で1時間値として5Bq程度の施設起因の人工放射性物質が測定できることとされております。なお、ダストモニタにつきましても緊急時にも使用ができるように、10分値で100Bq/m³以下を検出下限として測定できる仕様にいたしたいと考えております。最後に捕集材ですが、補足参考資料において、施設寄与によるダストモニタの測定値の上昇がない場合は、1か月に1回の頻度でゲルマニウム半導体検出器で測定することとされておりますので、この測定頻度に併せて捕集材を回収できるように、1か月程度回収不要で連続測定ができる長さの長尺ろ紙を使用することを考えております。ヨウ素サンプラについては、捕集材の交換及び回収頻度の考え方以外は、基本的にUPZに整備しているヨウ素サンプラと同様の仕様とすることとしております。捕集材の交換及び回収頻度としては、ダストモニタの捕集材の回収頻度と併せて運用ができるように、ダストモニタと同様に1か月程度回収不要で連続稼働できることとしております。以上で、大気中放射性物質濃度測定体制の構築についての説明を終わらせていただきます。以上です。

○山本部長

ありがとうございました。各委員には、事務局から資料を事前に送付しております。本日ご欠席の宇根崎委員のほうからご意見をいただいております。事務局のほうから報告してください。

○事務局

愛媛県の奥本です。ご欠席の宇根崎委員からは、適当と認める旨の意見をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

○山本部長

はい、ありがとうございます。それでは、委員の先生方何かご意見、ご質問等、池内委員お願いします。

○池内委員

資料1-1の要約の3ページでございますが、5のところに表で、調査結果の評価方法というのがございます。その下のほうの放射能濃度というところで、核種分析についての評価でございますが、一番上に代表的な人工核種であるコバルト云々と書いてあるのですが、愛媛県はまだ核種分析にトリチウムとかストロンチウムとかプルトニウムも実際おやりなのですが、これが入っていないのは、何か理由があるのでしょうか。

○事務局

結果として、一応参考値として出しているのですが、計画上のものとしては確か入れてなかったと思うのですが、ただ測定はしているので、一応参考値的に計画のほうで出しているかたちだったかと思えます。

○池内委員

過去の間緯でそうだと思いますが、せつかくトリチウム、ストロンチウム、プルトニウムをおやりになっておられるので、そんなに時間がかかるわけではございませんから、過去の最小、最大との比較にそんなに手間取らないと思いますので、ここに入れていただくか、たぶん代表的な人工核種であるということで、コバルト等という意味で書かれたのだと思うのですが、それだったら、コバルト 60 云々とかヨウ素 131 等、核種分析結果については、とかそうされたほうが、よろしいかと思えます。せつかくやられていて、最大、最小をトリチウム、ストロンチウム、プルトニウムはやらないんだよということに、なってしまいますので、見直しができるんだったら、そうして、実際はおやりになっていると思うのですが、計画とはいえ、書いていただいたほうがより明確になると思えます。

○事務局

そちらの方向で検討させていただこうと思えます。ありがとうございました。

○池内委員

もう 1 点。資料 1-2 の大気中の云々というほうでございますが、3 ページの参考の横書きのところでございますが、一番上のダストモニタ新設ということで、 α 線放出核種を入れられていると既存に比べてでございますが、一番右端のほうに遅延測定を行わず、 α 線の測定結果を用いて、 β 線の測定結果を補正する手法等により自然放射性物質の影響を除外するためとあるんですが、ここがいまいまいちわかりにくい表現になっていまして、緊急時になりましたら、 α 線が増えるというのは、福島事故ではございましたけれど、プルトニウムが放出されて α 線が出ましたけど、普段の場合だったら α 線は出ないんですが、この α 線たぶんウランしかないの、その結果を用いて β 線の測定結果を補正する手法というところが、よく理解できないので、ご説明いただきたいと思えます。

○事務局

事務局です。こちらにつきましてはですね、メーカーサイドと協議した際にですね、こういったやり方があるというのを提示されたものでありまして、具体的にはこれから詰めていくような状態ですので、すみません、詳細については詰め切れてない状態でございます。そういった手法があるということ、メーカーサイドから聞いているということでございます。

○池内委員

環境中には、ウランとかトリウムの壊変生成物が漂っていまして、 β 線の結果というのは、遅延測定をやっていませんので、短半減期のものがいっぱいあるので、結構ばらつくんですね。だからそのばらつきを、 α 線からどうして補正するのか、ここが一番のポイントであると思えますので、そこは十分おやりになったほうがよろしいと思えます。他の機関では、遅延測定やっています。6 時間後の測定をして、 β 線の短半減期のものが無くなった後に、 α β 比をとって、人工放射性核種がきていますと、 β 線が増えていますので、6 時間後の値により、人工放射性核種の影

響があるというような判断をしているところがかなりありますので、今申しましたように、β線の測定結果を補正する手法というところが、ちょっと疑問に思うのと、遅延測定はやってもいいんじゃないかなと思いますので、ご検討をお願いします。

○事務局

整備は令和3年度以降ということになりますけれども、来年度ですね、国やメーカーサイドと十分に協議しながら、また委員の先生方にもお知らせした上で協議させていただきながら、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○池内委員

わかりました。よろしくお願いたします。

○山本部長

それではこの件につきましては、引き続き詳細な説明を求めるということで、そのデータを県のほうから出していただけるということで、はい、わかりました。その他委員の方々、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。はい、山本委員お願いたします。

○山本委員

資料1-1の27ページのところに、表3があります。預託実効線量の推定に用いる環境試料の種類及び核種ですけれども、ここが赤字に変わっています。これは魚種なりホウレン草とか、そういう具体名は、今まで出てなかったんですかね、ちょっと記憶に無いので、お聞かせください。

○事務局

事務局ですけれども、ここはですね、もともとこの魚種であったんですけれども、以前まではひらがな表記しております、委員の先生のほうから、正式にはカタカナ表記すべきではないかというご意見が以前あったものですから、それで今回カタカナ表記にさせていただいたものでございます。

○山本委員

はい、わかりました。

○山本部長

はい、他に何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。それでは、藤川委員、環境放射能学のご専門の立場からいかがでしょうか。

○藤川委員

はい、令和2年度の計画につきましては、基本的に前年度の内容と大きな相違がないと言いますか、継続する形でございますので、本調査計画に基づきまして、今後適切に実施していただければと思います。委員からご指摘のありました、今後、令和3年度以降のダストモニタの仕様などについては、適宜検討をしていただきたいと思います。また、国の今後の環境モニタリングに関する新しい指示が出るということもあるでしょうから、その場合は、必要に応じて修正して行っていくようにしていただきたいと思います。

○山本部会長

はい、ありがとうございました。それではですね、議題1の調査計画につきまして、当専門部会といたしましては、「監視調査上の問題はなく、適切なものと認められる。なお、国の環境モニタリングに関する検討も踏まえまして、今後も必要に応じて修正を図っていく必要がある。」という旨で、意見をまとめます。環境安全管理委員会のほうに報告させていただきたいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

○山本部会長

はい、ありがとうございます。それでは、そのように報告させていただきます。

(2) 令和2年度伊方原子力発電所温排水影響調査計画について

○山本部会長

次に、議題2の令和2年度伊方原子力発電所温排水影響調査計画につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○事務局

はい、愛媛県水産課長前原と申します。令和2年度の温排水影響調査計画案について、水産課のほうから説明させていただきます。右上に資料2と記載してございます資料をお手元をお願いします。着座にて説明させていただきます。愛媛県と四国電力の調査計画案の概要を取りまとめてございます。なお、下線部は前年度からの変更等を行った箇所となっております。本調査は、伊方原子力発電所の温排水が付近の漁業や漁場に与える影響の有無を判断することを目的に、愛媛県と四国電力がそれぞれ調査内容にあります各調査を実施しております。なお、現在、1号機、2号機は廃炉に向けた措置中でございまして、運転休止となっております。3号機のみが運転している状況を踏まえまして、平成30年8月28日に開催されました伊方原子力発電所環境安全管理委員会で調査方法の見直しについて言及がありましたことから、令和2年度の本調査については、3号機中心の調査に見直しを行いましたので、その内容についてご報告をいたします。2ページのほうお開き願います。上の表が愛媛県調査分、下が四国電力調査分となっております。まず、愛媛県調査分につきましては、流動調査及び拡散調査について、1・2号機放水口中心の測線から3号機放水口中心の測線に変更しております。なお、測点数には変更はございません。続きまして、四国電力調査分につきましては、愛媛県調査分と同様に、水温水平分布調査、水温鉛直分布調査、塩分分布調査、流動調査について、1・2号機放水口中心の測線から3号機放水口中心の測線に変更しております。また、取り込み影響調査についても、1・2号機放水口中心から3号機放水口中心に変更してございます。なお、水温調査等の測点数につきましては、若干減ってございますけれども、3号機放水口中心500m以内の測点数につきましては、変更前に比べまして増やしてございまして、データの精度が向上するように変更してございます。変更前、変更後の測線及び調査点等については、3ページと4ページにお示ししております。それでは、調査計画全般についてのその内容についてご説明します。別綴じの温排水影響調査計画案の1ページをお開き願います。始めに、愛媛県が実施する調査計画を示しております。調査期間は、令和2年4月から令和3年3月までの1年間でございまして、昨年度と同様に、調査の一部を委託す

る予定としております。2ページの表1をご覧ください。愛媛県調査分として、示してございます。調査項目にあります水質、水温、流動調査など7項目を計画しておりまして、水質、水温、プランクトン及び付着動植物調査を年4回、流動と拡散調査を年2回行います。また、水温調査では年4回の調査のほか、1箇所連続測定をするということにしております。このほか、温排水が漁業に及ぼす影響の有無を判断するために、発電所近隣に位置します八幡浜漁協の町見、瀬戸、有寿来の3支所で漁業実態調査を周年実施する計画でございます。各調査測点につきましては、3ページと4ページにお示ししております。なお、調査測点につきましては、流動調査及び拡散調査につきましては3号機放水口中心に変更しておりますが、それ以外の調査につきましては、調査測点、調査方法とも昨年度と変更はございません。続きまして、5ページをお開きください。四国電力の調査計画を示しております。調査期間は県と同様に、令和2年4月から令和3年3月までの1年間でございます。6ページの表2をご覧ください。内容は、調査項目にあります、水温の水平分布、鉛直分布、塩分分布、流動調査、次の7ページに移りまして、5の水質調査ではpH、塩分、CODなど16種類の調査のほか、1箇所でpH、塩分、溶存酸素など5種類を連続測定することとしてございます。次の8ページ及び9ページをご覧ください。6の底質調査のほか、7～11のプランクトンなどの生物調査、9ページに移りまして、12の藻場分布及び魚類調査、プランクトンや卵稚仔の取り込み影響調査の計14項目を実施する計画としてございます。なお、調査項目の12の藻場分布及び14の動植物プランクトンの取り込み影響調査につきましては年2回、それ以外の調査につきましては年4回行うこととしております。各調査測点につきましては、資料10ページ以降にそれぞれお示ししています。四国電力におきましても、水温水平分布調査、水温鉛直分布調査、塩分分布調査、流動調査については、1・2号機放水口中心の測線から3号機放水口中心の測線に変更、取り込み影響調査につきましても、1・2号機放水口中心から3号機放水口中心に変更しておりますが、それ以外の調査につきましては、調査測線、測点、調査方法とも前年度と変更は行っておりません。以上で、令和2年度の温排水影響調査計画案について説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山本部長

はい、ありがとうございました。この温排水影響調査計画につきましても、本日欠席の宇根崎委員のほうからご意見をいただいております。事務局のほうからお願いします。

○事務局

水産課前原です。本日ご欠席の宇根崎委員からは、適当と認める旨のご意見をいただいておりますので、ご報告させていただきます。なお、今回ご欠席の宇根崎委員のほうから、今回3号機を中心に測定地点を見直しているため、新たな測定地点と現在の測定地点におけます、測定データの継続性についてご質問がございました。この点につきましては、経緯は先ほどご説明しましたように、30年の8月開催の環境専門部会のほうで1・2号機が廃炉の動きの中で、3号機のみ稼働している状況を踏まえて、計画の見直しをしてはどうかというお話がございました。本日お示しさせていただいた計画案では、3号機中心の測点に変更し、変更前の調査と同様、温排水の影響範囲を調べることでございます。測点が変わったため、個々の地点ごとの継続性というのは、一部失われる部分がございますけれど、漁業や環境への影響を3号機中心に面的に捉えておりまして、調査あるいは評価そのものの継続性は担保されているというふうに考えてございます。

1・2号機中心の測点から3号機周辺に測定を変更したことで、従来よりも温排水の影響については、精度を上げて評価できるものというふうに考えてございます。

○山本部長

はい、ありがとうございます。3号機が運転している状況においては、より実効性の高い形の調査ができると。各点についての連続性はなくなるものもあるけれども、全体を面としてもともと評価しているものなので、それは継続性大丈夫ですと。そういう理解でよろしいですかね。はい、わかりました。

そのほか、委員の皆様方からご質問、ご意見。

○占部委員

はい。

○山本部長

占部委員お願いします。

○占部委員

はい、先ほどの放水口が変わったことによる測定点の違いについてなんですが、たしか1・2号機の放水口の場合や、前回だったか前々回だったかは忘れちゃったけど、100m前後の温度変化、検知可能な温度変化があるというふうに見せていただいたと思うのですが、これまでの十何年、何十年間の放水に関しまして、どれぐらいの広さまでが最大であったのか、これについてもしわかれば教えていただきたいと思っています。

○山本部長

はい、県のほうでよろしいでしょうか。

○事務局

面積で申しますと、過去の最大の面積としましては、1・2号機が稼働している折で、0.3 km²の面積がございまして。

○占部委員

なるべくm（距離）で言って頂けないでしょうか、即座に換算しにくいのですが。

○事務局

図がありまして、確認いたしました。約ですけど、約1 km沖合に拡がっているという状況でございます。

○占部委員

あまり頻度は高くないのでしょうかね。

○事務局

そうですね。そういう実績です、過去のデータとしては。

○占部委員

その拡がりの範囲の測定精度については、今回の測定点の変更ということで、データの信頼性が失われるほどのものではないと判断していいわけですかね。

○事務局

そこは、モニター確実にできるというふうに思っています。

○占部委員

はい、ありがとうございます。

○山本部会長

今の件、四国電力のほうから何か追加はございますか。よろしいですか。

○四国電力

四国電力の青野ですけども、特に追加する点はございません。

○山本部会長

はい、ありがとうございます。その他、何かご意見、ご質問等委員の皆様からございますか。はい、藤川委員お願いいたします。

○藤川委員

はい、資料2の4ページの動物プランクトンなどの取り込み影響調査地点ですが、これも比較的大きな変更になっていましたので、放水口のあたりに、詳しく測点を作られるとか、やや離れたところに作られているのですが、離れたところというのは、具体的には図で言いますと、どちらかという右側にある3地点ですね。これらを図面としてはかなり大きく変わっているんですけども、その意図を教えてくださいたいと思ひまして、質問しております。

○山本部会長

県のほう、お願いします。

○事務局

では、県のほうから、

○山本部会長

四国電力様からですか。

○四国電力

四国電力の青野のほうから説明させていただきたいと思ひます。お手元の資料の4ページ目、先ほどご紹介いただきましたけども、従来はですね、上側の1・2号機というところで、前面海域のところ、1・2号機の放水口から100m、200m、300m、500m、1000mと、この5点取っ

ていた。その比較対象として、チャウス溇という左側にあるところで同じく5点取っていたというのが、従来の取り方でございます。今回の3号機中心に見直すにあたりまして、いわゆる前面海域での影響ですね、というのを広く一般的に見るという意図で、発電所の左側というか西側海域だけではなく、東側の海域についても、影響を見たいというところがありまして、若干広げたと。データの継続性という観点から考えますと、1・2号から300m、それから500mのところは、前回の測定地点と一致している。あと、チャウス溇についても、一致しているということで、この4点での比較ということもできるというふうに考えています。以上です。

○藤川委員

今の西側と東側の6点が対照点になっていると。一種の対照、コントロールとして見られるという。

○四国電力

そうですね、はい。

○藤川委員

はい、わかりました。

○山本部長

他に委員の皆様からご質問等ございますか。はい、それでは、山本民次委員、水圏環境学のご専門の立場からいかがでしょう。

○山本委員

令和2年度調査計画については、1・2号機が廃炉となっておりますので、3号機のみが稼働しているという状況を踏まえて、過去の調査結果に影響を与えない範囲で、計画の見直しが行われたというふうに捉えております。流動、拡散調査並びに動植物プランクトン等の取り込み影響調査などについては、3号機を中心とした測線・測点に変更して、データの精度を向上させること、それは近い点を増やしたということと理解しました。その他の調査については、前年度の調査を継続するものであるということから、適当と認めております。以上です。

○山本部長

はい、ありがとうございました。それでは、議題2の温排水影響調査計画につきまして、当専門部会としましては、1・2号機が廃炉となり、3号機のみが稼働している状況を踏まえ、一部の調査については、3号機を中心とした測線、測点に変更し、データの精度を向上させる計画となっていること、並びにその他の調査については、前年度の調査を継続するものであることから、適切なものと認められる旨意見を取りまとめて、環境安全管理委員会に報告させていただきたいと思っておりますけれども、ご了承いただけますでしょうか。

○山本部長

はい、ありがとうございました。それでは、両調査計画とも、部会意見を午後の管理委員会で報告させていただきます。以上で、本日の審議事項は終了いたしましたので、引き続き報告事項に移らせていただきます。

3 報告事項

(1) 愛媛県緊急時モニタリング計画等の改訂について

○山本部長

1 番目は、愛媛県緊急時モニタリング計画等の改訂についてです。同計画につきましては、原子力規制委員会の原子力災害対策指針等に基づき県が制定しているものですが、軽微な改訂につきましては、当専門部会に内容を報告したうえで、事務局において改訂していただくこととしております。今般、国の関係規程の改訂に伴う記載の見直しや環境試料の採取候補地点等の明確化などの改訂が必要となり、その内容について報告いただくものであります。それでは、愛媛県緊急時モニタリング計画等の改訂につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい、愛媛県原子力安全対策課の奥本でございます。それでは、愛媛県緊急時モニタリング計画等の改訂についてご説明させていただきます。用います資料は、資料 3-1 から 3-4 でございます。失礼して、座って説明させていただきます。愛媛県緊急時モニタリング計画につきましては、平成 27 年 2 月 16 日の環境専門部会でご審議いただき、計画本文とその細部要領となります緊急時モニタリング実施要領及び資料編を同年 3 月 31 日に策定いたしました。その後、国の指針の変更や緊急時に使用する通信機能付き電子線量計や大気モニタ等を整備したことに伴い、本計画、実施要領について、適宜改訂を行い、本計画を基に緊急時モニタリングの訓練等を実施し習熟を図っているところでございます。今回の計画及び実施要領の改訂は主に、国の原子力災害対策指針補足参考資料の「緊急時モニタリングについて」が改訂され、環境試料の採取候補地点の考え方が示されたことから、初期モニタリングにおける防護措置の判断材料として、特に重要な飲料水及び土壌について、採取地点の選定の考え方や採取体制を明確化するものでございます。それでは、改訂内容について、資料 3-1 に沿ってご説明させていただきます。まず、緊急時モニタリング計画につきましては、国の関係規程の改訂に伴う記載の見直しや、記載の適正化にあたるものであり、大きな変更はございません。続きまして、緊急時モニタリング実施要領につきましては、先ほどご説明したとおり、国の補足参考資料の見直しに伴いまして、飲料水及び土壌の採取地点の選定の考え方や採取体制に係る記載を明確化してございます。資料 3-3 の 25 ページをご覧ください。3-3 の 25 ページでございます。4-4-4 全面緊急事態における対応、(3)アの「土壌の放射性物質濃度の測定」の項目でございます。補足参考資料において、土壌の採取地点の選定の考え方に係る記載が明確化されたことを受け、採取、測定の優先順位等を明確化するものでございます。なお、採取地点の選定にあたっては、平成 31 年度から、伊方発電所周辺で平常時から実施しております土壌の実態調査地点を参照することとしております。続いて 26 ページのイをご覧ください。今回の改訂のポイントと考えております、飲料水の採取地点の考え方と採取体制の構築を明確化するものでございます。具体的には、O I L6 に基づく飲食物中の放射性物質の検査開始前の項目で記載しております。まず、放射性物質の放出中の対応につきましては、採取を行うものの被ばくを避けるため、屋内で採取できる役場等の公的施設から蛇口水を採取し、測定を行う計画としております。採取頻度は、1 日 1 回以上としておりまして、原則として役場等に所在しております市町の職員が採取し、安全を十分考慮した上で、モニタリング要員が運搬することとしております。次に、放射性物質放出後につきましては、原則として、表流水等の U P Z 内にある水源等から取水している全ての浄水場を対象としまして、採取、測定を行う計画としております。こちらにつきましても、浄水場の管理を行っております関係市町等の

職員が採取を行い、モニタリング要員が運搬する計画としております。なお、水源が近接している浄水場などについては、採取要員のリソースにも限りがありますので、近傍に代表できる浄水場等が存在する場合は、一定程度集約可能としております。次に、資料3-4こちらの71、72ページでございます。こちらに、採取候補地点等を一覧表でまとめておりますので、こちらをご覧ください。本表は、伊方発電所の概ね30km圏内に位置しております上水道、簡易水道等の浄水施設をリストアップしたものでございます。表の中ほどになりますけれども、「採取候補地点」の列をご覧ください。伊方発電所のプラントの状況等に応じて、「放射性物質放出中の対応」、「放射性物質の放出が収まった直後の対応」と場合分けして記載しております。まず、「放射性物質放出中の対応」でございますが、放射性物質放出中につきましては、役場等の公的施設の屋内において、平成合併以前の旧市町ごとに1地点、合計13地点を選定しております。続きまして、右側にあります「放射性物質放出後」の列をご覧ください。放射性物質放出後につきましては、原則として浄水場等の浄水を直接、採取することとしております。その右の列に運搬先とありますのは、関係市町等の職員が、各浄水場で採取した水を各役場等に持ってきて頂く先を記載しているもので、そこにモニタリング要員が取りに行くこととしております。実際の原子力災害時における採取地点の選定にあたっては、さらに右の列に浄水施設の関連情報として、平常時調査計画の調査地点かどうか、また水源が表流水かどうか、また水源の近傍の固定観測局等がどこか、浄水施設等の給水人口そういったものもまとめており、これらの情報を総合的に勘案しまして、選定する計画としております。続きまして、資料3-3の9ページ、こちらをご覧ください。資料3-3の9ページでございます。先ほどご説明しました飲料水採取の要員といたしまして、伊方発電所周辺の南予地域の水道用水供給事業を行っております南予水道企業団を、被ばく管理の観点から、測定・採取班にモニタリング要員として、7名の追加をしております。なお、その他の関係市町の職員につきましては、モニタリング要員としてではなく、関係市町の防災業務関係者として、飲料水の採取にあたっていただくこととしております。その他、実施要領につきましても、国の関係規程の改訂に伴う記載見直しや、記載の適正化を行っておりますけれども、大きな変更ではございませんので、説明を割愛させていただきます。最後に実施要領の資料編でございますが、資料3-4の修正一覧こちらをご覧ください。資料編につきましては、先ほどご説明した飲料水及び土壌の採取候補地点の見直しのほか、関係規程との改訂に伴う見直し、時点修正こういったものを行っておりますけれども、細かいご説明については割愛させていただきます。以上で、緊急時モニタリング計画等の改訂内容についての説明を終わらせていただきます。

○山本部長

はい、ありがとうございます。この愛媛県緊急時モニタリング計画等につきましても、本日欠席の宇根崎委員からご意見をいただいております。事務局のほうからご報告をお願いします。

○事務局

はい、愛媛県原子力安全対策課の奥本です。宇根崎委員からは、今回の改訂において、例えば浄水場からのサンプリング測定と対応すべきアクションが大幅に増加している。実際の原子力災害時において、要求されているアクションが適切に対応できるよう、必要な時間や人員を含めた具体的な検証を重ねるとともに、その結果を踏まえて国・関係機関等と連携し、本計画の実効性を高めていただきたい旨のご意見をいただいております。県といたしましては、宇根崎委員のご意見を踏まえまして、引き続き国・関係機関等と連携のうえ、訓練・検証を重ねて、本計画の実効性の向上に努めていきたいと考えておりますので、その旨ご報告いたします。以上です。

○山本部長

よろしくお願ひいたします。それでは、ご出席の委員の先生方何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。はい、池内委員お願ひします。

○池内委員

はい、資料3-1の一番下にそのほか時点とか、資料3-4のところの変更内容の下のほうに時点、時点とあるのですが、あまり使わない言葉で、地点ならわかるんですけども、時点というのは何を意味して書かれているのか教えていただきたい。

○山本部長

事務局お願ひします。

○事務局

はい、時点はですね、具体的な内容はすぐにでないのですが、1年度とか平成元年度とか2年度とかそういった年度ごとの変更をする時に時点修正と示しておるものでございます。例えばですね、資料3-4資料編のですね、45ページの表、その上の右のほうに平成31年の4月1日現在というところが、時点ごとの内容が変更することがございますので、その変更に伴いまして変更した地点を時点修正というふうに示しております。

○池内委員

わかりました。その時その時の修正をしたということでございますね。それと後もう1点よろしいですか。資料3-3の19ページのところですが、真ん中へんに赤い字がございしますが、4-1-3で環境試料中放射性物質濃度というのがございします。これは見ても、対象核種がないのですが、これは γ 線を放出するセシウムとかだけなのでしょう。ストロンチウムとかトリチウムとかプルトニウムとか化学分析が必要な放射性核種もやるのかわかっていけば教えていただきたいです。

○山本部長

事務局のほう、回答お願ひします。

○事務局

基本的には γ 線ということになると考えております。

○池内委員

他のところだと、ストロンチウム 福島事故の時もストロンチウムとかプルトニウムをたくさん分析しておるんですが、これはやらないということではよろしいんですか。

○事務局

初期は、 γ 線でだいたい判断しますが、その後からは、そういったその他の核種についても具体的にやっていくことにはしております。

○池内委員

まあ、質問した主旨はですね、福島事故の後、私どものところでは、 γ 線の分析はすぐ結果が出るということで、国のほうにも報告しておりました。ただ、国のほうからは、セシウムに対してもう一つ代表的なストロンチウム 90、89 につきましては、結果がすぐには出ないのじゃないかと国のほうから言われてまして、それは γ 線を出さないの、 β 線を測らないといけない。 β 線を測るには、ストロンチウムだけにしないといけないというので、化学分析に2週間、ストロンチウムの壊変生成物のイットリウム 90、 β 線が強いので、これを測るということで、イットリウム 90 の成長をまつ、放射平衡というので2週間ということで、1か月かかってしまっていました。そういうことで、ストロンチウムの結果を早急にということで、今、他の分析機関でも ICP-MS を使って、ストロンチウムの放射能ではなくて、数を数えるという方法を検討させているところがございますので、愛媛県さんのほうでは、そういうことをお考えになっているかを参考までにでけっこうなのですが、お聞かせ願いたいと思います。

○事務局

今現在のところでは、考えてないのですが、今の委員の先生方のおっしゃられたようなこともありますので、今後は新しい知見を踏まえながらですね、なるべく実際に則したような形で計画等を作りなおしていきたいと考えています。

○池内委員

はい、参考にしていただければと思います。ただ、ICP-MS という機械が必要で、1憶近いので、中々予算の面でも大変かと思いますが、ご検討いただければと思います。ありがとうございます。

○山本部長

他にご意見、ご質問ございますでしょうか。はい、占部委員お願いします。

○占部委員

はい、飲料水の測定ということで、モニタリングセンターの測定・分析担当の中で、測定・採取班というのに、南予水道企業団というのが追加されたということなのですが、この方々の緊急時に従事する際の労務管理だとか、あるいは被爆管理だとか、あるいは事故が生じた場合の責任だとか、そういったことは県の災害対策本部がきちっと責任を取る、あるいは管理をするというような体制で行われるのでしょうか。あるいは事業団のほうが対応するのでしょうか。

○山本部長

回答をお願いします。

○事務局

基本的にモニタリング要員になっていただくことになりますので、EMC あるいは ERC 側のほうで、配備することになっておりますので、基本的には国側の管理において、責任においてやられるところと考えております。

○占部委員

きちっとメンバー登録されて、その方々が従事するということになるわけですか。

○事務局

そういうことになります。

○山本部会長

他にご意見、はい、神田委員お願いします。

○神田委員

委員としてというよりは、指定公共機関の人間としてからのお願いなのですが、資料 3-4 の 25 ページに関してです。国が派遣する緊急時モニタリング要員及び資機材のところで、量子科学技術研究開発機構の連絡先が、安全管理部次長になっていて、平成 30 年の 9 月の現在ということになっているんですけども、実は平成 31 年 4 月から量研では、原子力災害関連に特化した研究所として、高度被ばく医療センターというものを立ち上げております。緊急時連絡先も 24 時間体制でセンターの運営企画室長が担うことになっています。もちろん安全管理部次長のところに連絡がいても、運営企画室長のところに連絡がいくのですが、こういった連絡体制に関しては、1 年に 1 回くらい連絡を取り合う等確認をしていただいて、更新していただくのがよろしいかと思えます。お願いでございます。

○事務局

今回は、マニュアルから抜粋していますので、その後に変更また、そういったものを見ながら最新情報を参照させていただかないといけないと思えますので、それぞれ鑑みながら修正等はしていきたいと思えます。

○山本部会長

時点改正をしていただかないといけないということと、それから神田委員がおっしゃられたもう一点は、実際に連絡通報を訓練の中に入れていかないと、いざという時に不便があるとか、あるいはうまくいかないということがあり得るという点がございしますので、その点もご了解いただいて、確実に更新していただくようお願いいたします。

○事務局

わかりました。ありがとうございます。

○山本部会長

他にご質問やご意見ございますでしょうか。

○藤川委員

やはり緊急時のモニタリング全般なのですが、例えばモニタリング資機材などは資料 3-4 に挙げていただいております。例えば実際に、水を採るとかですね、土を採るということになる、コアサンブラがいるとか、水を採るんですけど、最低 500、できれば 2L のボトルが、毎日やるとなれば、1 日何百本もいります。そういうことも考慮していただきたいと思えます。もし、放射化学分析を後でやられる場合、2L でできかどうかというの、1 回ですね、1 地点 2L で足りるかなというのもありますし、今後どういう検出下限値を求めるのかというの、場合によって、あるいは、地域の事情によって変化するかもしれないので、そういうことも考えて実効性という

ことを考慮していただきたいと思います。2Lのボトルとかですと、中々大学でも購入しても、そんなにすぐに届かないです。

○山本部長

県のほう、いかがでしょうか。

○事務局

はい、2Lのボトルにつきましてはですね、県のほうで購入させていただいてですね、各官舎ですね、市町や企業団によって事情は異なりますけども、保管場所で確保していただいて、7日分程度のものについては、そこに確保するような体制をとっております。

○池内委員

それについて、よろしいですか。

○山本部長

池内委員お願いします。

○池内委員

今ご質問あった件でございますが、福島事故の直後、50か所の河川水を我々採取してました。最初のころは、ゲルマニウム半導体検出器でマリネリビーカーといって、ゲルマニウム検出器の上に乗る2Lのもので測ってました。50か所のうち、10か所につきましては、ストロンチウムとプルトニウムも分析するというので、今ご指摘ございましたけれども、ストロンチウムについては、40L必要です。プルトニウムについては、100L必要です。1年ぐらいするとセシウムのどんどんレベルが低くなってきましたので、マリネリビーカーで測っていると、半分ぐらいが検出限界以下になってきましたので、40L必要になって、セシウムの化学分析が必要になってきたということもございますので、2Lのボトルだけではなくて、私どもはキュービテナーって言って、サイコロの立方体のものがあって、1つで20L入るものがございます。これを普段から用意されているといいと思います。私どものところは普段からいっぱい、1,000個ぐらい用意していると思います。ご参考にしていただけたらと思います。

○山本部長

今回のモニタリング実施要領のところを書いてある資機材一覧の中には、比較的实际の測定装置等しか記載していないということで、今のサンプリングに必要なものっていうあたりの記載がないので、このようなご意見があったものだと思います。また事情のほう確認をして、実際にそういったものがどれぐらいあるかは、今後委員の方にはお教えいただいて、ご要望をお伝えいただけたらと思います。

○事務局

はい。

○山本部長

よろしく申し上げます。他に何かご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、県におきまして、改訂作業を進めていただければと思います。

(2) 放射線監視に係る自動通報設定値の変更について

○山本部長

続きまして、2番目の放射線監視に係る自動通報設定値の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい、愛媛県原子力安全対策課の奥本でございます。それでは、放射線監視に係る自動通報設定値の変更についてご説明させていただきます。用います資料は、資料4となります。資料4でございます。それでは、座って説明させていただきます。まず、資料4、1の概要でございますけれども、伊方発電所周辺の環境放射線を常時監視するために30km圏内に設置しておりますモニタリングポスト等につきましては、迅速な緊急対応を図る観点から、過去5年間の毎年度の最大値の平均値を基にテレメータシステムによる自動通報設定値を定めて、これを超過した場合には、直ちに原因調査を実施することとしております。今回、愛媛県及び四国電力が設置しているモニタリングポスト等につきましては、平成29年3月29日の部会で承認された見直し方針に基づきまして、最新のデータに見直すものでございます。続きまして、2の自動通報設定値でございます。(1)の愛媛県が設置しているモニタリングポスト等の自動通報設定値でございます。当県が設置しておりますモニタリングポスト等につきましては、検出器の老朽化等に伴いまして、それぞれ狭域8局については、平成31年2月に、広域12局につきましては、令和2年1～2月にかけて、検出器等の更新を行っております。これによりまして、当県設置のモニタリングポスト等につきましては、データの蓄積が1年未満となり、十分ではありませんので、平成29年3月29日の部会で了承されました見直し方針に基づきまして、更新前の検出器による最新のデータ、具体的には、平成26年度から平成30年度の各年度の最大値の平均値に、更新前後の検出器による平均値の差を考慮し、設定することとしております。本設定値につきましては、2ページ目にあります別添1に取りまとめておりますので、ご確認ください。なお、広域の12局につきましては、本年3月に、更新作業が完了し既に新しい機器で運用を行っており、部会の先生方に事前にご確認いただきまして、暫定的な設定値で運用させていただいておりましたが、新年度からは本設定値により運用をさせていただきたいと考えております。次に、1ページ目に戻っていただきまして、(2)四国電力の設置するモニタリングポスト等の自動通報設定値でございます。こちらにつきましては、最新のデータに基づき、設定値を見直すものでございまして、3ページ目に別添2として取りまとめてございます。ご確認ください。このように取りまとめております。以上で、放射線監視に係る自動通報設定値の変更についての説明を終わります。以上です。

○山本部長

はい、ありがとうございます。ただ今のご報告につきまして、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。はい、池内委員お願いします。

○池内委員

今の3ページ、四国電力のところですが、湊浦、上から6個目ですが、新設定値が71で、旧が64で、ちょっと開きがあるんですけど、※1がついているのは、変更、移設を行ったと書いてあるんですけども、この差は変更したものが別メーカーのものだったり、位置が随分変わったりしたから、64が71になったということなんですか。

○山本部長

四国電力お願いいたします。

○四国電力

四国電力の青野でございます。湊浦に関しましてはですね、移設はしております。ただ、メーカー更新はしていないということで、若干移設の影響というのはあります。

○池内委員

だいぶ離れたということですか。それとも、建物の近く、まあ値が上がっているんで、建物の近くになると値が上がる傾向にあるんですけど。

○四国電力

距離的に言うとですね、数百m程度、ちょっと違うところに移設しました。

○池内委員

建物の近くになったのですか。

○四国電力

建物はですね、

○池内委員

モニタリングポストの位置がですね。

○四国電力

ポストそのものは道路に面しております、そこからアパートが見えるのですが、そこから10m程度離れています。

○池内委員

数百m移動したということですか。

○四国電力

モニタリングポストそのものは移設しています。

○池内委員

そのへんで、地層が変わるとか環境が変わったり高めにしているという理解でよろしいのでしょうか。

○四国電力

はい、そのとおりです。

○池内委員

わかりました。ありがとうございます。

○山本部会長

他にご質問、ご意見ございますか。私のほうから、これは今度変わった自動通報設定値になったとして、だいたい年間どれぐらい回数それが動きそうですか。

○事務局

はい、これまでの設定値のだいたい1年間に3回から4回とか、そういった頻度になっていますが、おそらく今回の新設定値におきましても、その程度の通報があるんじゃないかというふうに考えております。

○山本部会長

はい、ありがとうございます。他に何かご質問ございますでしょうか。

○山本部会長

はい、その他特にございませぬかね。全体的にもございませぬでしょうか。はい、わかりました。では以上で、本日の審議事項、報告事項全て終了いたしました。これで、本日の環境安全管理委員会環境専門部会を終了いたします。委員の皆様には、長時間にわたり熱心にご審議ありがとうございました。